

## 令和4年度から適用される個人住民税の主な税制改正について

令和4年度以降から適用される市民税・県民税や確定申告の手続きの見直しが行われました。主な改正事項は以下のとおりです。

1. 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の特例の延長
2. セルフメディケーション税制の見直し
3. 退職所得課税の見直し
4. 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置
5. ふるさと納税(寄附金控除)の申告手続の簡素化
6. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

### 1.住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の特例の延長

住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の控除期間13年の特例が延長され、一定期間に契約した場合\*1、令和4年12月31日までの入居者が対象となります。

また、延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡以内である住宅も対象となります。

- \*1:注文住宅の場合、令和2年10月1日～令和3年9月30日までの契約  
分譲住宅の場合、令和2年12月1日～令和3年11月30日までの契約

居住開始年月日	条件	控除期間
平成 26 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 12 月 31 日	面積要件:50 m <sup>2</sup> 以上 消費税率:8%又は 10% * 令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までに居住開始した場合は除く	10 年
令和元年 10 月 1 日～ 令和 2 年 12 月 31 日	面積要件:50 m <sup>2</sup> 以上 消費税率:10%	13 年
コロナ特例 令和 3 年 1 月 1 日～ 令和 4 年 12 月 31 日	面積要件:50 m <sup>2</sup> 以上 注文住宅:令和 2 年 9 月末までの契約 分譲住宅:令和 2 年 11 月末までの契約	13 年
<b>改正後</b> 令和 3 年 1 月 1 日～ 令和 4 年 12 月 31 日	面積要件:50 m <sup>2</sup> 以上 (合計所得金額 1,000 万円以下の者は床面積が <b>40 m<sup>2</sup>以上</b> ) 注文住宅:令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 末までの契約 分譲住宅:令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 末までの契約	13 年

## 2. セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品がより効果的なものに重点化され、手続きの簡素化を図った上で適用期間が 5 年間延長されました。

スイッチ OTC 薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効(3 薬効程度)を対象に加えることとされます。

健康保持増進及び疾病の予防への取組に関する書類の確定申告書への添付は不要(手元保管)となり、取組に関する事項をセルフメディケーション税制の明細書に記載し添付することとなります。

### 3.退職所得課税の見直し

令和4年1月1日以降に受け取る退職手当に関して、勤続年数5年以下の法人役員等\*2以外について計算方法が変更になりました。

\*2: 法人役員等とは…地方税法上の法人役員、国会・地方議員、国家・地方公務員等を言う。

#### ◆勤続年数5年以下の法人役員等に支払われる退職手当等

$$\text{退職所得の金額} = \text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除}$$

#### ◆勤続年数5年以下の法人役員等以外の人に支払われる退職手当等

・退職所得300万円以下部分(退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額)

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

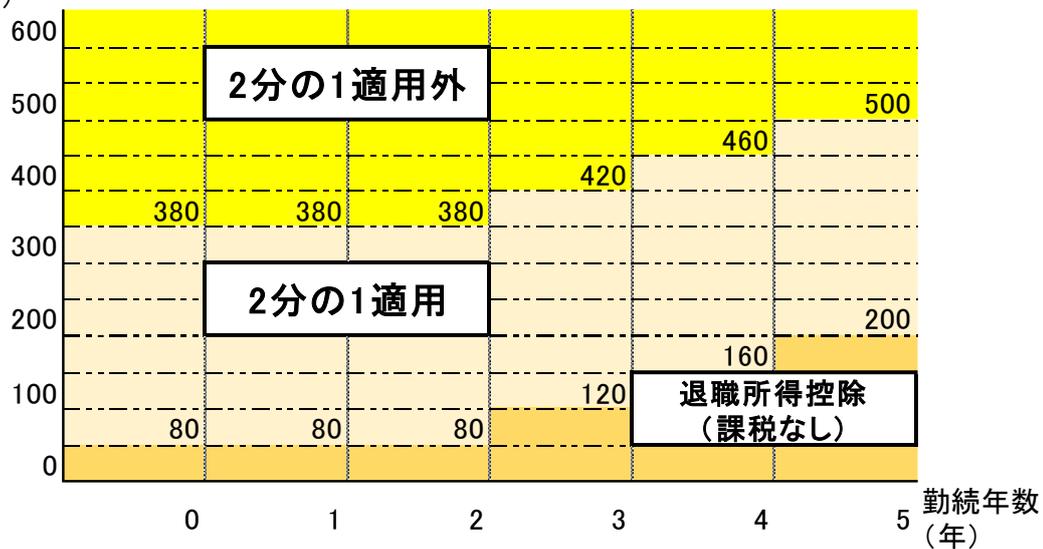
・退職所得300万円以上部分(退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額)

$$\text{退職所得金額} = 150\text{万円} + \{\text{退職手当等の金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$$

#### ◆上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

支払金額  
(万円)



(財務省ホームページより参考)

#### 4. 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの使用料に対する助成です。

- ・ベビーシッターや認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ・一時預かり、病児保育などの子を預ける施設の使用料に対する助成

上記の助成と一体として行われる助成についても対象です。  
(例: 生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

## 5. ふるさと納税(寄附金控除)の申告手続の簡素化

寄附金控除の適用を受けるためには、特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要とされてきましたが、**令和3年分の確定申告から**、特定寄附金の受領書が地方団体(ふるさと納税)であるときは、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、**特定事業者**<sup>\*3</sup>が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされます。

\*3: 特定事業者とは…地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であつて、特定寄附金が支出された事実を適切かつ確実に管理することができるものとして国税庁長官が指定した者です。

詳しい手続等は、**国税庁のホームページ**(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

## 6. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

市・県民税において、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得全部について、源泉分離課税(申告不要)を行う場合、確定申告の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書の「住民税に関する事項」に項目が追加されます。